準学校法人届出電子申請マニュアル
（申請者用）

令和７年５月

東京都生活文化局私学部

目次

第１　対象となる届出の種類…… 1

第２　申請の流れ…… 2

第３　申請手順 …… 3

第４　留意事項・その他……13

第５　問合せ先 ……15

第６　根拠条文等……15

第１　対象となる届出の種類

東京都知事所轄の準学校法人(私立学校法第152条第５項に定める法人をいう。)が行う、私立学校法施行令第６条第１項及び第２項に基づく、以下９種類の届出を対象とします。（なお、申請実績等を踏まえ、今後対象となる届出の種類を拡大することがあります。）

１．理事変更届
２．監事変更届
３．評議員変更届
４．会計監査人選任（変更）届
５．理事長の変更登記届
６．代表業務執行理事の選任（変更）登記届
７．資産総額変更登記届
８．諸登記届
９．設立登記届

第２　申請の流れ

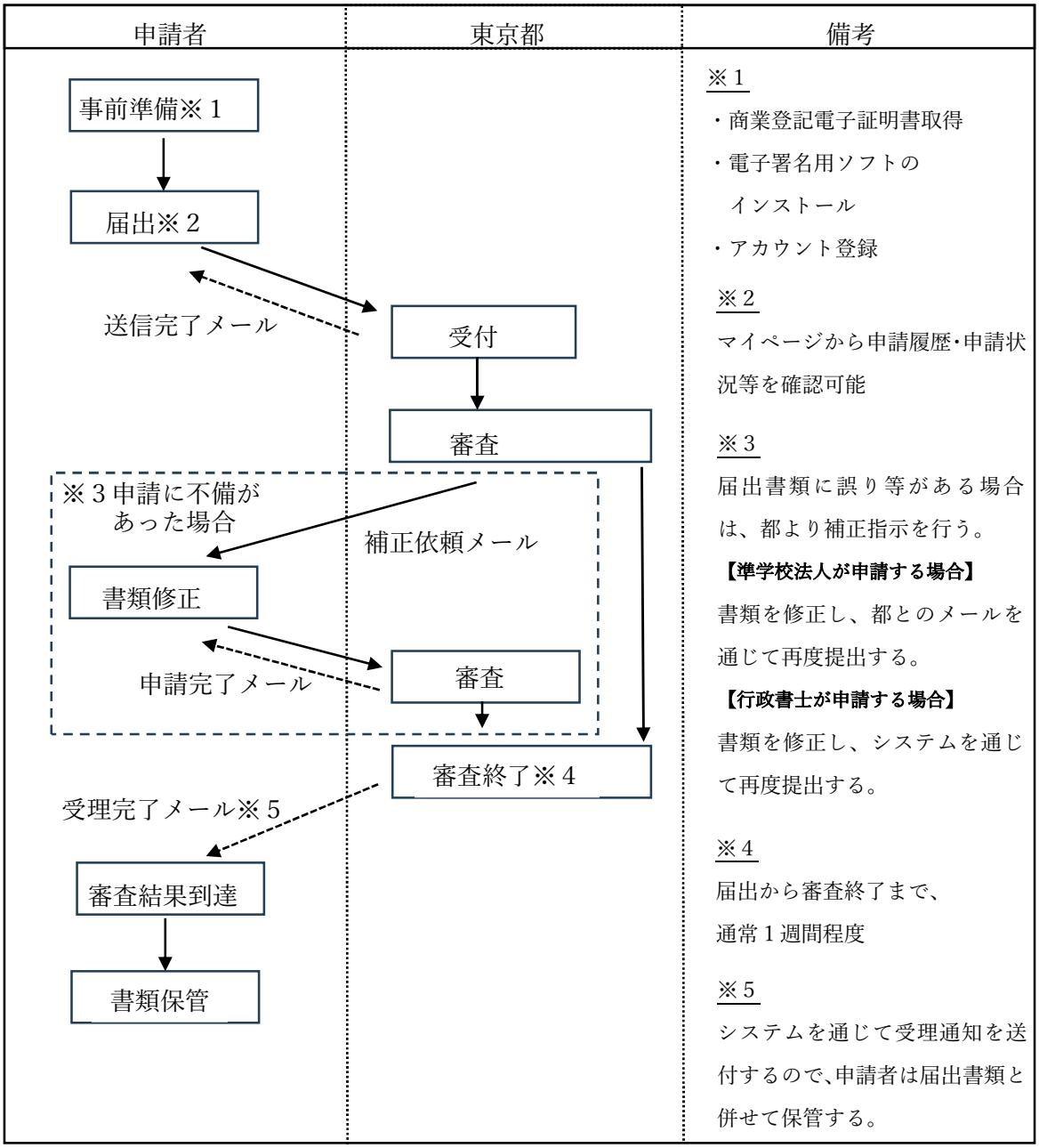

※具体的な手順は「第４　申請手順」参照

第３　申請手順

１　申請フォーム：https://logoform.jp/form/tmgform/812601 にアクセスする。

２　「申請ページへ（準学校法人の方はこちら）」をクリック。
行政書士の方が申請する場合は、「申請ページへ（行政書士の方はこちら）」をクリック。

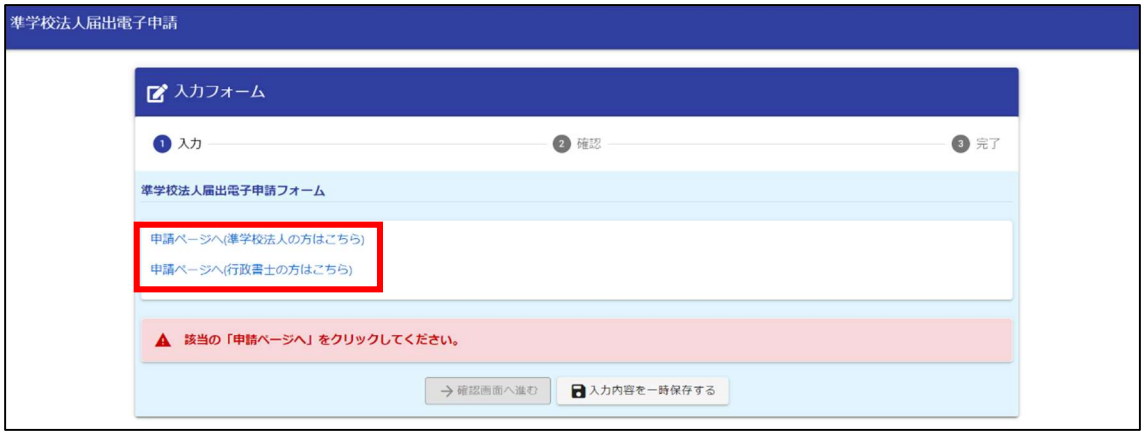

３　初めて申請される場合、「新規アカウント登録」をクリック。２回目以降の場合、「ログイン」をクリック。

※なお、アカウント登録せずに申請することも可能ですが、申請履歴の確認等に便利なためアカウント登録をお勧めします。

4　以下の手順に従いアカウント登録を行います。

①

「新規アカウント登録」を選択します。

②

メールアドレスを入力し、「アカウント登録用のメールを送信」を選択します。

※外部アカウントから登録も可能です。

③

アカウント登録用URLがメールで届きます。
（メール件名：[LoGoフォーム]アカウント登録のご案内）

④

アカウント登録画面に遷移し、必要項目を入力後、プライバシーポリシー同意にチェックを入れて「確認」を選択します。

⑤

確認画面に遷移するので、下までスクロールし、「登録」を選択します。

⑥

アカウント登録が完了します。

5　**（準学校法人の方のみ）**電子署名を行うための事前準備を行います。

〇商業登記電子証明書の取得

※法務省にて手続きが必要です。詳細は法務省ＷＥＢサイトをご確認ください。

〇LoGo フォーム電子署名用ソフトのインストール

なお、手順については、法人認証ヘルプページをご確認してください。

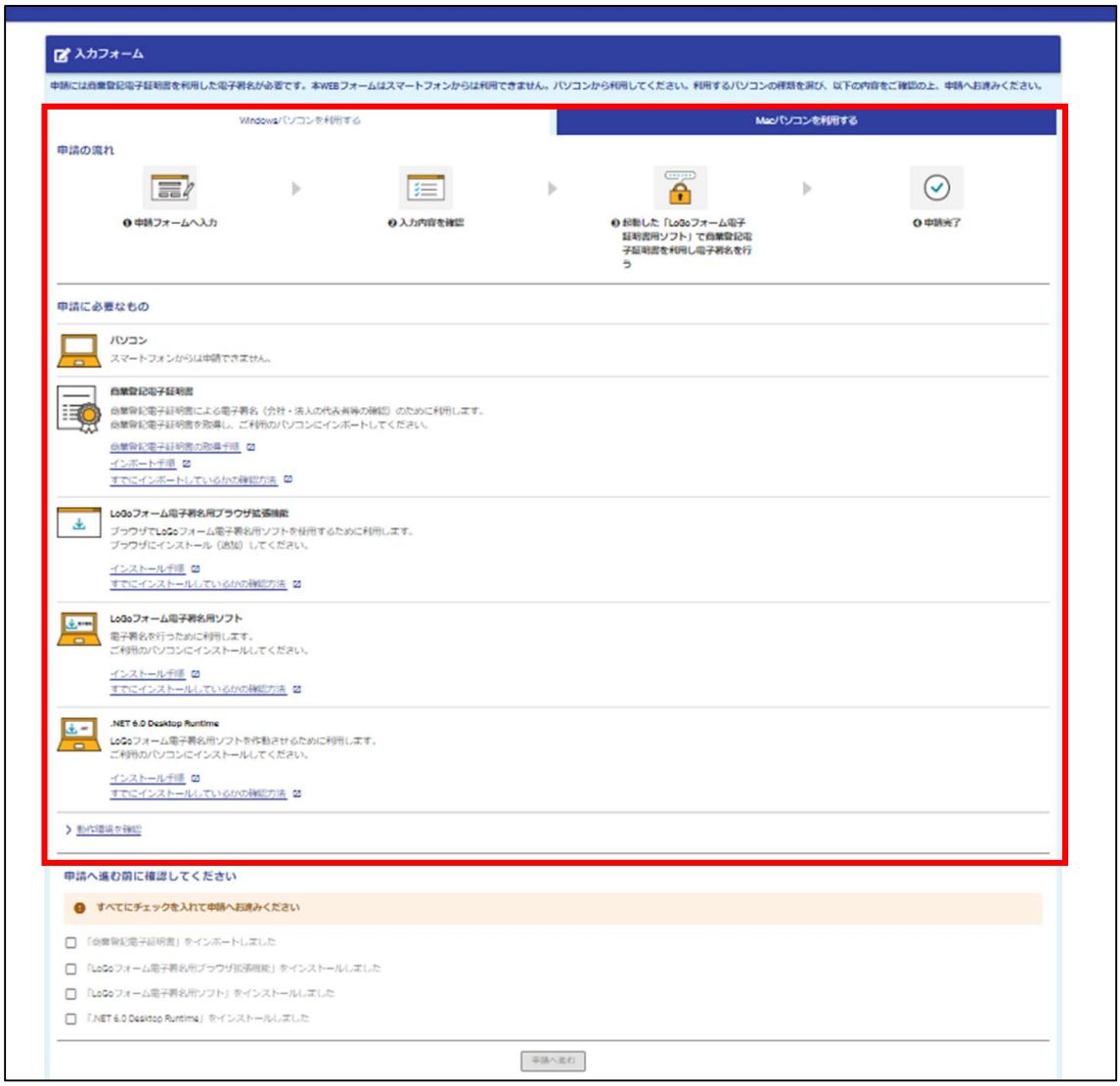

※代理申請(行政書士が申請する場合)の場合には、電子署名が不要となります（５、６、９-Ａに記載の作業)。代替書類として、申請フォーム内にて①準学校法人からの委任状、②行政書士証票の写し、の提出が必要となりますので、ご準備お願いします。

6　５が完了したら、下部のチェック項目にすべてチェックを入れ、「申請へ進む」をクリック。

7　ページ下部の届出様式・添付資料等のうち「準学校法人届出様式（電子申請用）」および「準学校法人届出添付資料（電子申請用）」から届出に必要な様式を①ダウンロードします。②その後、「次の画面へ進む」をクリック。

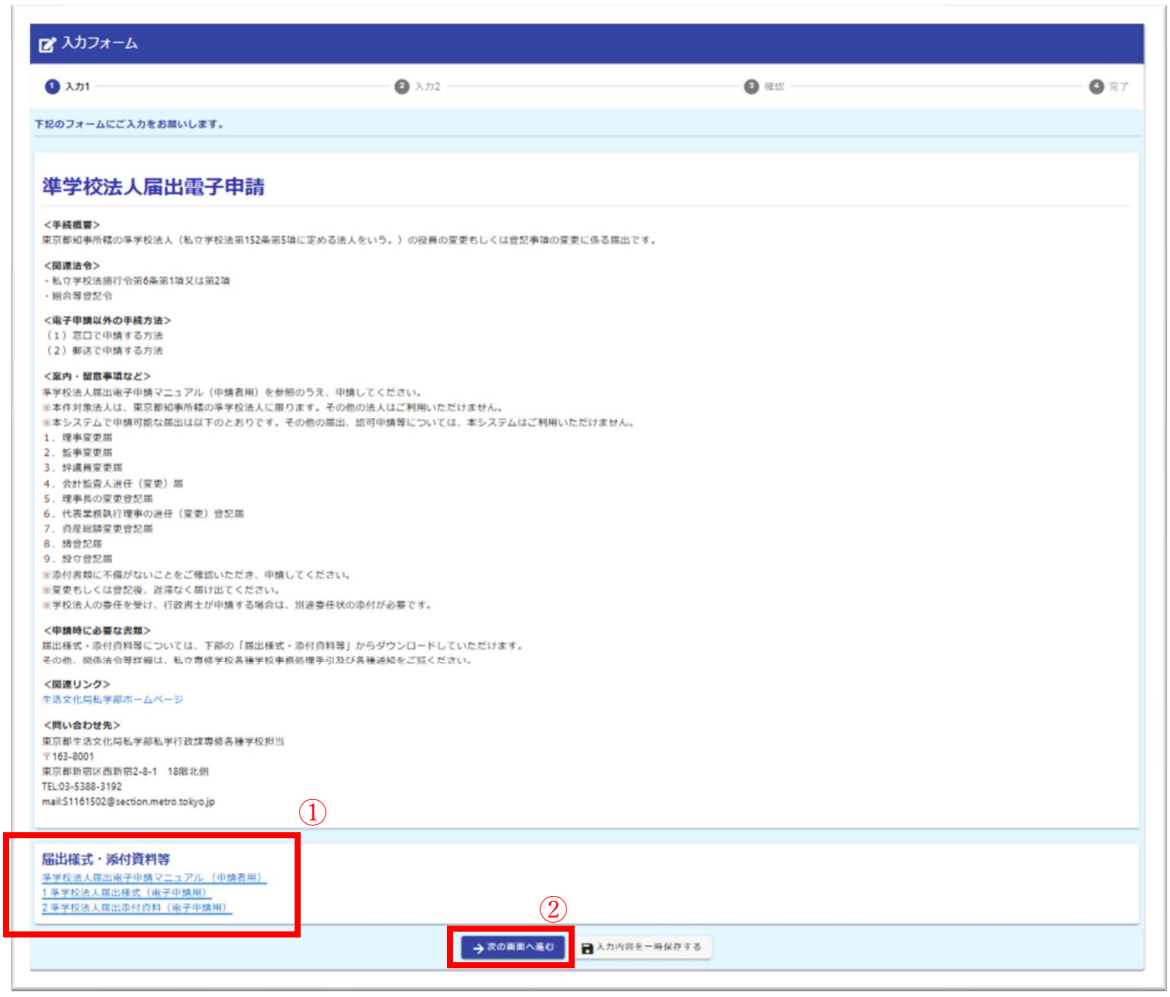

8　画面に従い必要事項を入力し、添付ファイル（原則、PDF ファイル）を添付して「確認画面へ進む」をクリック。

※必須項目は、入力・添付しなければ確認画面へ進めません。

※届出作成の際は、私立専修学校各種学校事務処理手引（以下「手引」という。）も参照の上、必ず複数人体制でのチェックを行ってください。

～～～

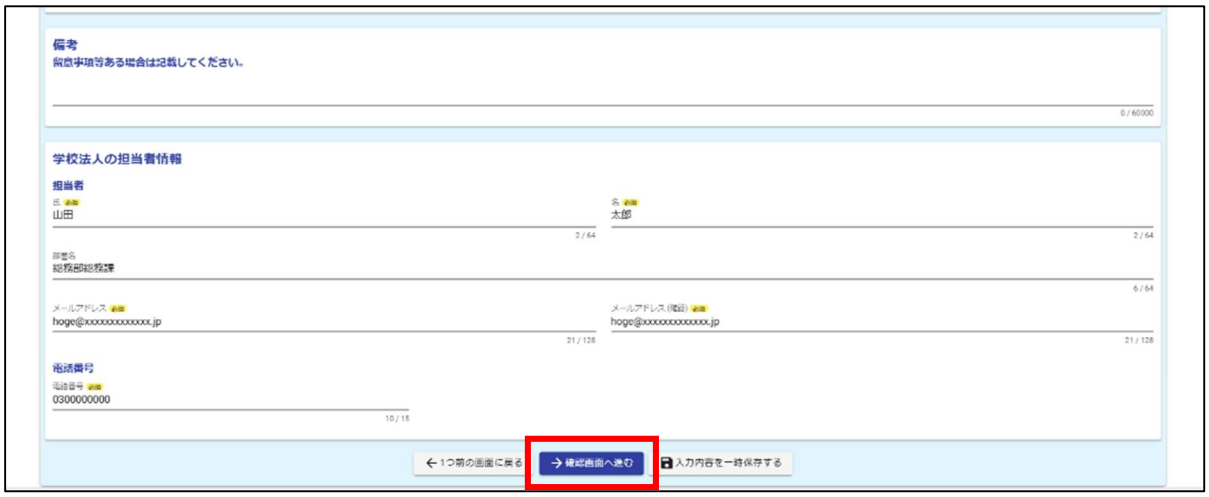

9 - A　**準学校法人の方申請する場合**

内容を確認し、問題なければ「電子署名を行う」をクリック。

～～～

※電子署名の方法については、法人認証ヘルプページの電子署名手順をご参照ください。

9 - B　**行政書士が申請する場合（代理申請）**

内容を確認し、問題なければ「送信」をクリック。

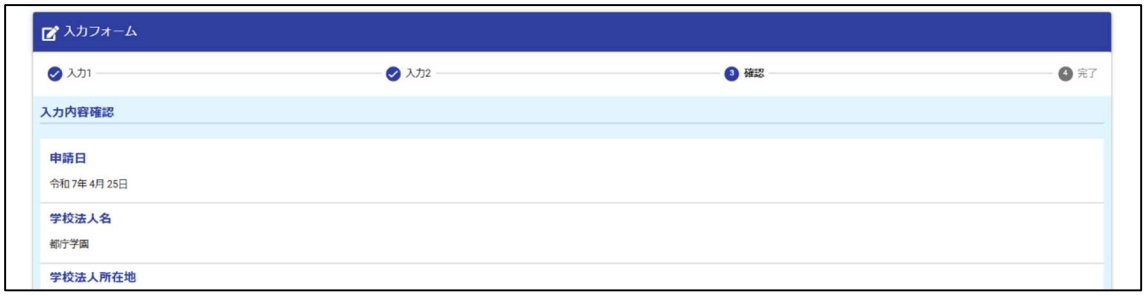

～～～

１０　完了すると、申請が送信され送信完了画面が表示されます。また、送信完了メールが申請者に届きます。

※以下のメール例は、行政書士が申請する場合（代理申請）のものです。

送信完了 - 準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）】[受付番号:SS00001540]

NR　no-reply@logoform.jp
宛先　○生活文化局私学部私学行政課

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

ご入力ありがとうございました。

フォーム名:
準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）】

受付番号:
SS00001540

11　受理完了

東京都において、申請内容の確認及び審査を実施し、受理手続きが完了すると、以下のメールが届きます。（通常、申請から１週間程度）

本メールは受理完了の通知として扱うため、申請書類とともに大切に保管してください。

申請内容に関するお知らせ - 準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）】[受付番号:

NR　no-reply@logoform.jp
宛先　○生活文化局私学部私学行政課

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

諸登記届の受理について

令和○年○月○○日付で提出のありました○○届（令和○年○月○日変更分）について、
令和○年○月○○日付○生私行第○○○号にて受理しましたので、お知らせします。
提出された届出書類と本メールを併せて保管していただきますようお願いいたします。

生活文化局私学部私学行政課専修各種学校担当
TEL:03-5388-3192
mail:S1161502@section.metro.tokyo.jp

１２- A　補正依頼（申請内容に不備があった場合のみ）

準学校法人の方が申請する場合

東京都から補正依頼のメールが届きます。「修正依頼」」の内容を確認し、メールに返信する形で、修正した内容を再度提出します。（システムの仕様上、フォーム上では無くメールでの提出をお願いします。）」

１２- B　補正依頼（申請内容に不備があった場合のみ）

行政書士が申請する場合（代理申請）

（１）　東京都から補正依頼のメールが届きます。「修正依頼の内容」を確認し、メールに記載された URL とパスワードを使って申請フォームにアクセスします。

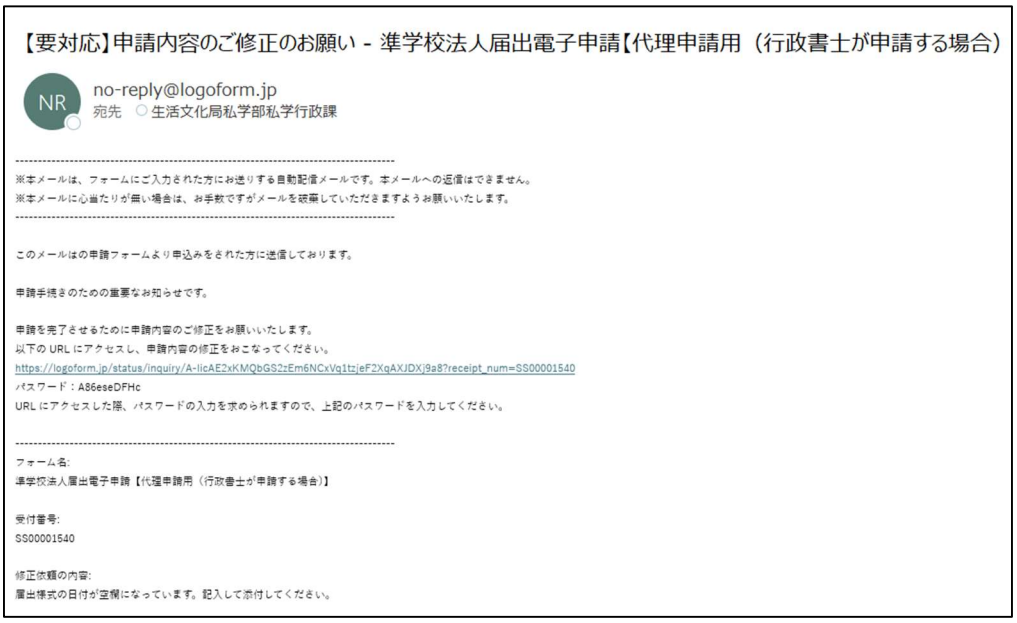
【要対応】申請内容のご修正のお願い - 準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）

NR　no-reply@logoform.jp
宛先　○生活文化局私学部私学行政課

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールはの申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請手続きのための重要なお知らせです。

申請を完了させるために申請内容のご修正をお願いいたします。
以下の URL にアクセスし、申請内容の修正をおこなってください。
https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NCxVq1tzjeF2XqAXJDXj9a8?receipt_num=SS00001540
パスワード：A86eseDFHc
URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

フォーム名:
準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）】

受付番号:
SS00001540

修正依頼の内容:
届出様式の日付が空欄になっています。記入して添付してください。

↓

（２）「申請内容を修正する」をクリック。

（３）最初の申請時と同じ画面が表示される。「次の画面へ進む」をクリック。

～～～

（４）申請時と同じ画面が表示されるので、修正すべき部分を修正し、
申請時と同様の手順で送信する。送信後は、申請時と同様に送信完了メールが届きます。

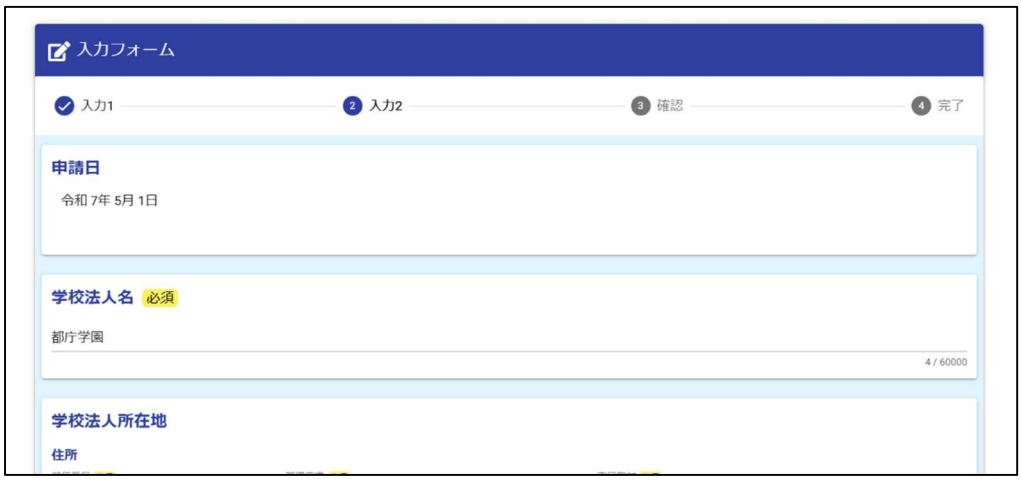

～～～

第４　留意事項・その他

・届出書類の電子申請における取扱については、以下のとおりとします。

電子申請においては、**いずれの書類も PDF データで作成してください。**（フォーム内に掲載している様式等は、電子申請のみで用いることが可能です。書面で提出する場合は、手引き及び各種通知に掲載されている様式を使用してください。）

書類	様式番号	電子申請取扱	（参考） 書面申請取扱
届出書	各 様式	「理事長が自筆署名したものの写し」又は「理事長名を記名したもの」	原本（要押印） ※１
就任承諾書	17-2	「就任予定の理事（監事、理事長、評議員、会計監査人）が自筆署名したものの写し」又は「就任予定の理事（監事、理事長、評議員、会計監査人）名を記名したもの」	原本又は原本証明
辞任届	18	同上	同上
死亡証明（死亡による場合に限る）		写し	原本又は原本証明
履歴書	任意	「電子ファイル」又は「写し」	原本又は原本証明
理事会・評議員会議事録	任意	寄附行為に規定された署名人の署名捺印又は記名押印があるものの写し（電磁的記録により作成された場合は署名人全員の電子署名の措置が講じられたもの。※２）	原本証明
誓約書（理事・監事・評議員・会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類）	19-1 19-2 19-3 19-4	「理事長が自筆署名したものの写し」又は「理事長名を記名したもの」	原本（要押印）
役員等変更届別表	16	「電子ファイル」又は「写し」	原本（押印不要）
学校法人の登記事項証明書（登記簿謄本）		写し	原本
印鑑登録証明書（設立時及び変更登録を行った場合に限る）		写し	原本
財産目録	20	「電子ファイル」又は「写し」	原本（押印不要）
監事の監査報告書	任意	写し	原本証明

銀行残高証明		同上	写し
不動産の登記事項証明書（登記簿謄本）		同上	原本
土地（建物）賃貸借契約書写（借用がある場合に限る）		同上	写し
評議員名簿		「電子ファイル」又は「写し」	同上
開始貸借対照表	30	同上	同上
諸規程		同上	同上
委任状（行政書士による申請の場合に限る）	任意	写し（学校法人の押印がされたものに限る）	原本（要押印）
顛末書（届出の遅延等の場合に限る）	任意	「理事長が自筆署名したものの写し」又は「理事長名を記名したもの」	同上

※１　本表中の用語の定義は次のとおりです。

「原本」…作成者が一定の内容を表示するために確定的なものとして、書面により最初に作成されたものをいう。なお、押印が必要な書類については、理事長等の署名捺印又は記名押印がされたものをいう。ただし、登記事項証明書及び印鑑登録証明書は、公的機関から発行された謄本及び証明書自体をいう。

「写し」…原本を写した文書をいう（電子申請取扱において、原本が書面で存在する場合は、書面をスキャナー等で読み取り、電子データにされたものをいう。）。

「原本証明」…写しに理事長が原本と相違ない旨を証明し、押印したものをいう。

「電子ファイル」…書類が Word 又は Excel 等により、電子データで作成されている場合、当該電子データ自体をいう（提出の際は PDF に変換）。

※２　議事録作成に伴う、電子証明書の詳細については、以下の法務省ホームページを参照してください。「商業・法人登記のオンライン申請について」のうち「第３　電子証明書の取得」です。

・届出内容又は書類の作成方法等に疑義がある場合は、事前に都へご相談ください。
・提出・補正後、都から連絡がない場合は、お電話もしくはメールにてお問合せください。
・代理申請の場合（行政書士が申請する場合）、委任状の内容に疑義がある場合など、東京都から直接学校法人へ連絡させていただく場合があります。

第５　問合せ先

＜届出内容に関するお問合せ＞

東京都生活文化局私学部私学行政課専修各種学校担当

電　話：03-5388-3192

メール：S1161502@section.metro.tokyo.jp

＜LoGoフォームの一般的な操作方法に関するお問合せ＞

東京都LoGoフォームヘルプデスク

電　話：0120-030-007（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時から17時まで

メール：logoform_support@oec.co.jp

第６　根拠条文等

〇私立学校法施行令

（登記の届出等）

第六条　都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第百五十二条第五項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第百五十二条第五項の法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

〇組合等登記令

（設立の登記）

第二条　組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

２　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　目的及び業務

二　名称

三　事務所の所在場所

四　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六　別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条　組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3　第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

別表（抜粋）

名称	根拠法	登記事項
学校法人 私立学校法第百五十二条第五項の法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

マニュアル更新履歴

・令和 7 年 1 月 15 日　作成

・令和 7 年 5 月 9 日　更新